

**宇都宮大学雑草と里山の科学教育研究センターと
「雑草防除の連携協力に関する協定」を締結しました。**

～低コストで、手間の掛からない対策を検討して参ります～

宇都宮国道事務所では、管理する国道(4号・50号)において、植樹帯や法面等への雑草繁茂による建築限界内への障害を抑止するため、除草作業や雑草抑止対策を実施しています。

除草作業は路肩や中央分離帯など、作業スペースが手狭な箇所であり、通行規制も伴い、多くの人手を必要とする手間の掛かる作業です。

こうした課題に対応すべく、宇都宮国道事務所では、雑草防除に対する効率的な維持管理を行うことを目的として、宇都宮大学雑草と里山の科学教育研究センターと共同調査や共同研究等を行い、技術者の人材育成等を通じた地域社会、学術の発展に寄与することを目的とした協定を締結しました。

1. 連携協定の主体

- ◆ 宇都宮大学 雑草と里山の科学教育研究センター
- ◆ 国土交通省 関東地方整備局 宇都宮国道事務所

2. 締結式

- ◆ 日 時:平成28年1月13日(水) 10時00分～
- ◆ 会 場:宇都宮大学峰キャンパス(栃木県宇都宮市峰町350)
本部棟3階 第1会議室

